審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　生活衛生課

法令名	化製場等に関する法律	法令番号	昭和 23 年法律第 140 号
手続名	化製場等の許可（ １／４ ）	根拠条項	第３条第１項、第４条

審査基準

獣畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊)の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物を製造するために設けられた施設(化製場)又は死亡獣畜取扱場を設けようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

１　申請書記載事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(2) 化製場等の所在地
(3) 化製場又は死亡獣畜取扱場の区別
(4) 化製場にあっては、製品及び取扱原料の種目並びに処理方法
(5) 死亡獣畜取扱場にあっては、死亡獣畜の解体、埋却又は焼却の区別
(6) 化製場等に関する法律第４条各号に掲げる場所に関する事項
(7) 化製場又は死亡獣畜取扱場の管理者の氏名及び住所

２　添付書類

(1) 申靖者が法人である場合は、定款の写し
(2) 化製場等の構造設備及び周辺の区域の状況を明らかにした図面
(3) 身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。
ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。
(4) 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認できる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。

３　許可条件

(1) 知事は、化製場若しくは死亡獣畜取扱場の設置の場所が次の各号に該当するときは許可を与えないことができる。
ア　人家が密集してる場所
イ　飲料水が汚染されるおそれのある場所
ウ　その他都道府県知事が公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所として指定する場所

受付機関	保健福祉事務所	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間　１５日 標準経由期間　日	目次No.	

審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　生活衛生課

法令名	化製場等に関する法律	法令番号	昭和 23 年法律第 140 号
手続名	化製場等の許可（ ２／４ ）	根拠条項	第３条第１項、第４条

審査基準

４　化製場構造設備

(1) 原料貯蔵室及び化製室を有すること。

(2) 原料貯蔵室及び化製室は、次の要件を備えること。

ア　床は、不浸透性の材料で造られ、これに適当なこう配及び排水溝が設けられていること。

イ　内壁は、不浸透性の材料で造られている場合を除き、床面から少なくとも１．２メートルまで不浸透性の材料で腰張りされていること。

(3) 採光設備及び洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。

(4) 臭気を適切に処理することができる構造の設備が設けられていること。

(5) 昆虫等が入らないようにするための必要な設備が設けられていること。

(6) 汚物処理設備として、汚物だめ及び汚水の浄化装置を有すること。ただし、汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水の浄化装置を有することを要しない。

(7) 汚物だめは、不浸透性の材料で造られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。

(8) 汚物だめの周辺の地面で、汚物を搬入し、又は搬出する際に汚物が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性の材料で被覆されていること。

(9) 原料貯蔵室及び化製室から汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水溝が設けられていること。

(10) 排水溝は、不浸透性の材料で造られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。

(11) 大猫等の出入りを防止することができる障壁が設けられていること。

受付機関	保健福祉事務所	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間　１５日 標準経由期間　日	目次 No.	

審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　生活衛生課

法令名	化製場等に関する法律	法令番号	昭和 23 年法律第 140 号
手続名	化製場等の許可（ ３／４ ）	根拠条項	第３条第１項、第４条

審査基準

５　死亡獣畜取扱場

(1) 解体室を有すること。

ア　解体室の床は、不浸透性の材料で造られ、これに適当なこう配及び排水溝が設けられていること。

イ　解体室の内壁は、不浸透性の材料で造られている場合を除き、床面から少なくとも 1.2 メートルまで不浸透性の材料で腰張りされていること。

ウ　解体室には、採光設備及び洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。

エ　汚物処理設備として、汚物だめ及び汚水だめ又は汚水の浄化装置を有すること。ただし、汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水だめ及び汚水の浄化装置を有することを要しない。

オ　汚物ため及び汚水ためは、不浸透性の材料で造られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。

カ　汚物だめ及び汚水だめの周辺の地面で、汚物を搬入し、若しくは搬出し、又は汚水をくみ出す際に汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性の材料で被覆されていること。

キ　解体室から汚水だめ、汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水溝が設けられていること。

ク　排水溝は、不浸透性の材料で造られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。

ケ　大猫等の出入りを防止することができる障壁が設けられていること。

(2) 死亡獣畜の埋却を行う死亡獣畜取扱場には、当該区域が埋却場である旨を明示する立札その他の設備及び当該区域を明示する障壁その他の設備が設けられていること

(3) 死亡獣畜の焼却を行う死亡獣畜取扱場には、当該死亡獣畜を完全に焼却することができる構造の焼却炉及び燃焼により発生する臭気を適切に処理することができる構造の設備が設けられていること。

受付機関	保健福祉事務所	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間　１５日 標準経由期間　日	目次 No.	

審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　生活衛生課

法令名	化製場等に関する法律	法令番号	昭和 23 年法律第 140 号
手続名	化製場等の許可（ ４／４ ）	根拠条項	第３条第１項、第４条

審査基準

６　申請者が次の各号のいずれかに該当しないこと

(1)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 条)第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(3) 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第３者の不正な利益を図る目的又は第３者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(8) 役員等(法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同し）にあっては当該個人以外の者で営業所を代表する者をいう。)に第２号から前号までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人

(9) 第２号から第７号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

受付機関	保健福祉事務所	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間　１５日 標準経由期間　日	目次 No.	